

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第二十四号

##### 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」の下に、「第七条」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

（条例第七条の人事委員会規則で定める事情）

第四条の二 条例第七条の人事委員会規則で定める事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。第五条第一号及び第六条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）の第二条第一号の外国での勤務が同日後も引き続き続くこととなり、及びその引き続き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

第五条第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）」を削る。

##### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。